

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	不正受給者からの費用返還
根拠条例等の名称・根拠条項	生活保護法第78条
所管部室課名	福祉部生活福祉室
処分基準	<p>不実の申請や不正な手段によって生活保護を受けた場合、又は他人に受けさせた場合は、生活保護法の規定に基づき、その者に対して受給した保護費の全部又は一部の返還請求を行います。</p>
最近改正年月日	